

罹災証明書等の交付申請の受付について

	罹災証明書 ※1	被災証明書 ※2	被災届出証明書
申請できる人	住家の世帯主または同一世帯に属する人	非住家の所有者	動産等の所有者
対 象	災害により被害を受けた住家	災害により被害を受けた非住家	災害により被害を受けた動産等

(注)各証明書の発行に伴う手数料は無料です。

受付場所
(問い合わせ先)

各区役所総務課

受付時間

月～金曜日 午前8時45分～午後5時15分
(祝日・休日・年末年始を除く)

必要書類

市公式ウェブサイト
罹災証明書等の交付



- 窓口申請の場合 **罹災証明等交付申請書**
(ホームページからダウンロードできます。)
- 電子申請の場合 **名古屋市電子申請オンライン入力**
- 申請者の**本人確認書類**
(公的機関が発行した顔写真付きのものは1点。それ以外のものは2点。)
- 非住家の所有権を確認できる資料** (被災証明書の場合)
- 委任状 (代理申請の場合)
- 被害状況がわかる写真 (提供可能な場合)

留意点

- 建物被害認定調査の結果、罹災証明書や被災証明書の対象とならず、**被災届出証明書**しか交付できない場合があります。
- 被災届出証明書は、動産(例:車、カーポート、家財等)もしくは※1 ※2 の対象以外の不動産について被害が生じた旨の届出があったことを証明するものです。